

# タカスサーキット倶楽部 施設共済規定

タカスサーキット倶楽部（以下「ＴＣＣ」という。）は、所属する全会員の相互扶助、福利厚生のために、タカスサーキット倶楽部施設共済会（以下「本共済」という。）を設け、本規定をもって運用する。

## 第1章 総則

### 第1条 目的

本共済の目的は次の通りとする。

1. タカスサーキット場内における、共済加入者の対施設・備品を損傷した物損事故に対する救済。
2. ＴＣＣの自主性の維持。

### 第2条 事務所の所在地

本共済の事務所は、福井県福井市西二ツ屋町 2-1-35 の、タカスサーキット内 ＴＣＣ事務局に置く。

### 第3条 対象者

本共済に加入できる者は次の通りとする。

1. ＴＣＣ会員。
2. 本共済に団体加入した催事主催者の管理下で参加する者（加入名簿記載者に限る。）。
3. ＴＣＣ役員会において許可された者。

### 第4条 運用と適用

本共済会の運用と本規定の適用については次に従う。

1. 本共済の運用は、ＴＣＣ役員会（以下、「役員会」という。）が行う。
2. 本共済による給付は、申請に基づき役員会が行う。
3. 本共済の管理運営は、役員会が行う。

### 第5条 適用資格の有効期間

有効期間は、掛金を納入した日、もしくは走行日当日のみとする。

## 第2章 財源

### 第6条 財源

本共済の財源は、第3条の第1項の対象者による共済拠出金（掛金）・補助金・寄付金およびその他の収入とする。

### 第7条 拠出金

拠出金の額、およびこれに関するその他の事項は、別に定めるＴＣＣ共済運営要項（以下「運営要項」という。）に定める。

### 第8条 拠出金の徴収

拠出金の徴収は次によって行う。

1. ＴＣＣ会員からの徴収は、ＴＣＣが行うことを原則とする。ただし、やむを得ない場合は、役員会の了解の元にこれをしかるべき機関に委託することができる。
2. 前項の委託方法は運営要項によって定めるものとし、その場合委託機関に手数料を支払うものとする。

### 第9条 拠出金の運用

拠出金の運用は次によって行う。

1. 物損事故（対施設）に対する給付。
2. 拠出金の徴収を委託した場合の手数料。
3. 事務管理をＴＣＣにて行うための管理費。
4. 剰余金を生じた場合は次期に繰り越す。

## 第3章 給付

### 第10条 物損事故への給付

第1条の第1項に関する給付。なお、詳細は別に定めるＴＣＣ共済給付細則（以下「給付細則」という。）に定める。

### 第11条 ＴＣＣの自主性に関わる給付

第1条の第2項に関するもので第4条の第1項に従う。

### 第12条 給付の対象

本共済の給付を受ける者は次の通りとする。

1. 第10条による場合：エフネット株式会社
2. 第11条による場合：ＴＣＣ

### 第13条 給付請求の方法

第10条の給付を受けようとする者は、事故発生後14日以内に事故の内容を報告し、かつ、3ヶ月以内に給付の請求を行わなければならない。給付請求に関するその他の事項は給付細則に定める。

## 第4章 改定

### 第14条 規定の改定

本規定の改定は、役員会において出席者の三分の二以上の賛成を要し、ＴＣＣ規約第4条第2項に上申することができる。

## 第5章 施行

### 第16条 規定の施行

本規定の公布は、2012年2月1日をもって行い、2012年4月1日をもって施行する。

以上

2012年 2月 1日 制定 2012年 4月 1日 施行

## タカスサーキット倶楽部 施設共済規定 運営要項

タカスサーキット倶楽部施設共済規定（以下「TCL施設共済規定」という。）に基づき、以下の要項を定め運営する。

### （ 拠出金の額 ）

第1条 TCL共済規定第7条に定める拠出金を以下の通りとする。

1. 走行会員の拠出金額は、TCLに支払った年会費から手数料相当の2,000円を差し引いた金額（最高10,000円/一人まで）とする。
2. 特別会員は全額とする。  
ただし、走行会員の資格を有するものの拠出金額は、走行会員の拠出金額と同額とする。
3. 団体加入の場合は全額とする。

### （ 適用資格の有効期間 ）

第2条 規定第5条に関する要項。

加入者は、手続きを行った日、もしくは走行当日を有効期間とする。

### （ 適用要項の改定 ）

第3条 本要項の改定は、TCL役員会の三分の二以上の賛成を必要とする。

### （ 補則 ）

第4条 TCL共済原資の保全と健全な運用、ならびに管理の明確化を目的として、下記の規定を定める。  
（以下、略）

以上

2012年 2月 1日 制定

2012年 4月 1日 適用

## タカスサーキット倶楽部 施設共済規定 給付細則

タカスサーキット倶楽部施設共済規定（以下「TCC施設共済規定」という。）に基づき、以下の細則を定め給付を行う。

### （ 物損事故への給付 ）

第1条 規定第10条に定める物損事故への給付は、次の通りとする。

1. 補修費用のうち、10,000円（免責）を超える金額（上限は210,000円）を給付対象とする。  
なお、補修費用が210,000円を超えた場合は自己負担となる。  
また、同一給付対象者に対しては同一年度内の適用は一度限りとし、それ以後の事例に対しては全額自己負担とする。
2. 対象施設はタカスサーキットの設備・備品のみとし、また、レンタル品は対象外とする。

### （ TCCの自主性に関わる給付 ）

第2条 規定第11条に定めるTCCの自主性に関わる給付は、次の通りとする。

給付はTCC役員会（以下「役員会」という。）によりその額を決定する。

### （ 給付請求の方法 ）

第3条 給付の請求は、申請書類として次のものを用意し、本人よりTCC事務局に提出（死亡等により本人が提出できない場合は、その相続人。）して行う。

ただし、第2条に関わる請求の場合はこの限りでない。

なお、当該事故記録がない場合は受付できない場合があるので、事故発生時には必ず事務局に事故の記録を残さなければならない。

1. 申請書 : 次の事項を記載のこと。  
・対象者氏名・生年月日・住所・電話番号・TCC会員 ・入会年月日・申請理由・事故発生日・事故発生状況・申請者署名・申請者印
2. 添付書類: TCC会員証（写し可）・医師の診断書（第1条に関わる請求の場合のみ）
3. その他 : 審査の段階で必要とされたもの。

### （ 給付金区分 ）

第4条 第1条に該当する給付額は、実費（補修見積額）とする。

### （ 改定 ）

第5条 本細則の改定は、役員会の三分の二以上の賛成を必要とする。

以上

2012年 2月 1日 制定

2012年 4月 1日 施行